GAKUSEIKYO



急増しています!自転車・原付バイク事故

学生のみなさんが運転する自転車・原付バイク等による交通事故が急増しています。特に本年6月から9月開催 の学生生活協議会に報告された数は16件に達し、前年(6件)の3倍近く増えています。宮城県内の交通事故は、 東日本大震災以降減少していますが、本学の学生が当事者となった事故は逆に増えているのが実状です。事故の 多くは通学中に発生していますが、そのうち6件が川内キャンパスと青葉山キャンパスの周辺で起こっています。

DAYORI

学生協だより№38でお知らせしたとおり、本学の学生が第一当事者(加害者、自損)となった場合の事故原因 は、わき見運転やぼんやり運転の前方不注意、前後左右の安全不確認であり、緊張感の欠如によるものがほとん どを占めています。特に川内北キャンパスのけやき保育園周辺や扇坂から青葉山キャンパスに向かう道路はそう した事故の多発地帯ですので、慎重かつ安全な運転を心がけてください。

また、自賠責保険のみならず任意保険にも、是非、加入し、万一の際に備えてください。



川内北キャンパス周辺での東北大生が第一当事者の主な交通事故例

No.	発生場所	事故の状況	原因	人的被害状況等	
攀	けやき保育園付近	原付バイク同士が衝突	前方不注意	けがなし	
業	けやき保育園付近	原付バイクで走行中に右折してきた タクシーに接触し転倒	安全不確認	腕部打撲	
攀	けやき保育園付近	原付バイク同士が衝突	一時不停止、 安全不確認	足部打撲、右手骨折	
*	扇坂交差点	原付バイクが赤信号で停車した 乗用車に追突	前方不注意、 スピード出し過ぎ	足部打撲	
禁	入試センター前	原付バイクが停車中の乗用車に衝突	わき見運転	けがなし	
6	国際文化研究科前	原付バイクが前走のタクシーの 停車に気付かずに衝突	前方不注意	右手骨折	

● 自転車のライトは必要です・・・・

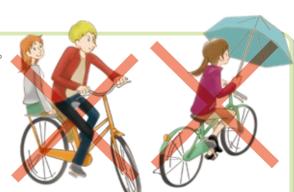
みなさんは、自転車のライトは、道を照らすほかに、歩行者や自動車ドライバー等の第三者に自転車の存在を知ってもらうことにあるということをご存知ですか。「発電式のライトが重い」、「音がうるさい」などの理由からライトをつけたくないという声をよく聞きますが、もしそうであれば、発電式のものからLED等のライトに交換し、安全運転を心がけてください。

本学においては、青葉山キャンパスから川内キャンパス周辺にかけて、「無灯火運転の自転車に冷やっとした!」との声が寄せられています。青葉山キャンパスから市内までは暗い夜道が続くので、ライトをつけて事故に十分注意して運転してください。日暮れが早いこれからの季節では特に重要なことです。

● 自転車を利用する留学生のみなさんへ・・・

留学生のみなさんにとって自転車は最も便利な交通手段として利用されています。しかし、日本の交通ルールがよくわからないために、知らないうちに違反していることがあります。母国の交通ルールと異なる場合がありますが、以下の日本の交通ルールを守ってください。

- 自転車と車は左側通行、歩行者は右側通行が原則です。
- 赤信号では停止してください。
- かさをさしたり、音楽を聴いたり、携帯電話をしながらの運転は禁止されています。
- 二人乗りや並んでの走行は禁止されています。
- 飲酒運転は禁止されています。
- 夜間はライトをつけてください。



ルールを守ることはあなた自身を守ることにつながります。

宮城県内における大学生の交通事故発生状況(宮城県警詢べ)

● 大学生の交通事故の発生推移・

過去10年間の宮城県内における大学生の交通事故の発生件数等についてみると、平成14年の382件をピークに緩やかな減少傾向にありますが、事故に占める構成率の推移についてみると平成19年まで微増が続き、以降は高原状態で推移しています。



X	分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
発生件数		344	382	365	376	363	329	337	284	275	235
	構成率	3.9	4.6	4.7	5.1	5.3	5.2	5.9	5.5	5.6	4.8
死者数		3	4	3	4	1	4	0	2	2	0
負傷者数		437	474	478	484	457	414	422	348	346	313

● 大学生による交通事故の特徴等

- 夜間の発生割合が高い。夜間の発生が約4割(36.5%)を占めている。
- 原付バイクによる事故が多い。全事故のなかで二輪車による事故が16.1%を占め、しかも原付バイクによる事故が多い。
- 初心運転者による事故が多い。運転免許取得後1年以内の初心運転者によるものが事故の3割(32.3%)を占めている。



東日本大震災学生ボランティア支援室が立ち上がりました

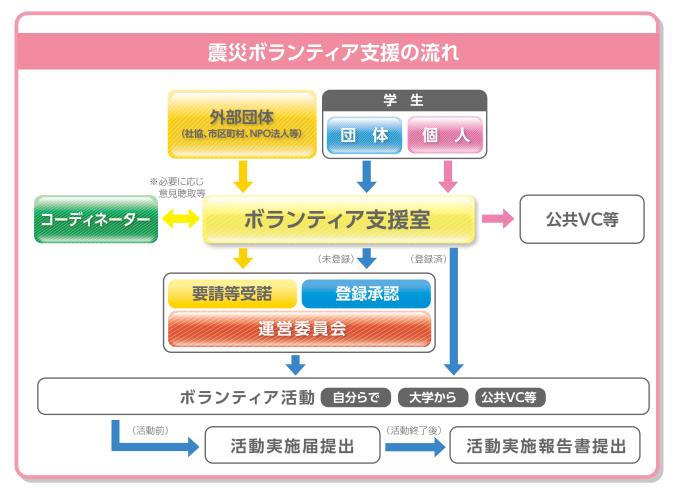
東日本大震災発生後、本学学生による自主的なボランティア活動が多方面において行われ、その活動ぶりはマスコミ等 を通じ広く報道されているところです。こうした活動や被災地等からの要請を背景に今回、東日本大震災による復興のため のボランティア活動を行う学生を支援する「東北大学東日本大震災学生ボランティア支援室」が設置されました。

支援室では、学生団体として登録が認められた団体に対して、次の支援を行います。

公共団体、社会福祉法人、 NPO法人等の団体からの ボランティア情報の提供

ボランティア活動を 行う学生に対する 講習会や研修会の実施 ボランティア活動に 関する物品等の 支援

ボランティア活動に 関する各種の 相談やケア



● 惨事ストレスに注意

ボランティア活動に際しては、自分自身やいっしょに参加したメンバーのストレス状態を確認してください。学生協だより No.41でお知らせしたような「惨事ストレス」に陥っている場合は特に注意が必要ですので、支援室に相談ください。

■ ボランティア活動に際しての修学上の配慮は?

学部や研究科(部局)によっては、公欠制度などの修学上の配慮を設けている場合がありますので、活動に際しては所属 部局の教務担当窓口であらかじめ確認願います。

学生ボランティアに関する情報は、本学トップページ「東日本大震災に関する情報 | の「学生災害ボランティアについて | に詳細を掲載してありますので、そちらをご覧ください。

東北大学東日本大震災学生ボランティア支援室 (学生支援課)

022-795-7818 E-mail

volu-s@bureau.tohoku.ac.jp

10月1日からすべてのキャンパスが 「全面禁煙」となりました

本学は、昨年10月1日に総長から発せられた「東北大学キャンパス内全面禁煙宣言」に基づき、10月1日から本学すべてのキャンパスにおいて喫煙を禁止する「全面禁煙」となりました。

キャンパス内全面禁煙は、学生・職員の健康を守るため、喫煙者にタバコによる健康被害を再認識してもらい、自身の健康を考えてもらうことと、非喫煙者を受動喫煙から守ること、そしてタバコの問題に対する東北大学の姿勢を示すことにあります。

なお、喫煙が健康に及ぼす影響について、本学ホームページの「NO SMOKING 大切なあなたへ」をクリックすると「禁煙を考えている方へのサポート情報」を掲載していますので、ご覧願います。学生の皆さんにそのなかの次の1節を紹介します。





学生のライフスタイルへの影響について (禁煙を考えている方へのサポート情報から抜粋)

東北大学全学の2年生と4年生を対象にしたライフスタイル調査の解析結果があります。その結果、例えば喫煙習慣と睡眠との関連を見ると、喫煙学生は入眠および就寝時刻ともに遅く、睡眠時間は長かったり短かったりその日によって不特定で、入眠までの時間が長い傾向にあることがわかりました。学生生活面では、喫煙者は1時間目の授業への出席状況の悪いものが多く、運動もあまりせず、生活が不規則だと感じているものが多いという結果でした。(中略)また、留年したものには喫煙者の割合が多かったことを記しておきたいと思います。

NO DRUGS!

~大麻等の不正薬物の怖さを知ってください!~

ここ数年、大学生による大麻の栽培や使用等がマスコミによって大きく報道されていることからも不正薬物の持つ危険性について既に理解していることと思います。

大麻等の不正薬物の所持や使用は犯罪であり、その依存性の怖さや本人の心身へのダメージに限らず、その後の人生、友人や家族との絆の崩壊など、計り知れない悪影響をこれらの薬物は与えます。

不正薬物を始めるきっかけは、好奇心や興味本位によるものがほとんどです。しか

し、この最初の1回は、1回だけという何気ない気持ちによるものかもしれませんが、薬物に対してそれまで警戒していた気持ちを融解させ深みにはまっていく1回になってしまいます。



大麻などの不正薬物に手を染めると!

健康面精神障害、身体的障害、性格の変化

家族面 家族の心身疲労、家庭内暴力、家族崩壊

対人面 友人知人の喪失、孤立、薬物乱用仲間の形成

学生生活 学業継続困難、学則に基づく処分

宮城県警の統計情報によると県内における大麻事犯は、増加傾向が続いており、平成22年には42人が検挙され、そのうち95%以上が初犯者で、年齢層は20~30歳代に集中しています。大麻を不法に所持した場合は、5年以下の懲役となっており、本学の規則においては退学又は停学といった厳しい懲戒処分の対象になります。

一時的な安易な気持ちや興味本位で不正薬物に手を 染めることなく、東北大学の学生としての自覚を持ち、社 会のルールを守って行動するよう強く訴えます。



2011.10.1 No.42

学生協だより

東北大学 学生生活協議会

検索」





